

# 住民税・所得税の申告相談会

大町市では市役所などで個人住民税・所得税の申告相談を受け付けます。

■問い合わせ ▷税務課税務係 TEL 国内線443・444・448  
▷市八坂支所総務係 TEL 26-2001 ▷市美麻支所総務係 TEL 29-2311

## 大町・平・常盤・社地区

期日	対象地区	会場
2月16日 月	上一、上一住宅	常盤公民館
2月17日 火	清水、松原団地	
2月18日 水	下一、須沼、泉	
2月19日 木	西山、西山住宅、南住宅	
2月20日 金	山下、閑田、曾根原、宮本	社公民館
2月24日 火	西原、借馬、借馬団地、野口、秋葉林、花見	平公民館
2月25日 水	新郷、二ツ屋、中花見、源汲、鹿島、上原、日向山、高瀬入、温泉郷、高瀬分譲地	
2月26日 木	加蔵、築場、青木、中綱、海の口、稻尾、山崎、森、外堀、木崎、白樺、仁科郷、塩ノ原	
2月27日 金	館ノ内、社団地、松崎	市役所 東庁舎 2階 東大会議室
3月2日 月	三日町、北山田町、山田町、白塩町、下白塩町、東町	
3月3日 火	俵町	
3月4日 水	大黒町、不二塚町、相生町	
3月5日 木	九日町、六九町、上仲町、下仲町、八日町、幸町、和町、五日町、名店街	
3月6日 金	神栄町、旭町、光明町、日の出町	
3月9日 月	仁科町、南原町、高見町、堀六日町	
3月10日 火	中原町、東中原町、若原町、大原2号団地、栄町	
3月11日 水	大原町、宮田町、高根町	
3月12日 木	北原町、十日町、桜田町	
3月13日 金	大新田町、昭電アパート、若宮町、東若宮町、西若宮町	
3月16日 月	上記の期間で相談できない人	

■時間 ▷受付 午前8時30分～午後4時

※午前の部の目安は午前11時までの受付分です。混雑状況により、受付を早めに締め切り午後の部に回っていただく場合があります。

## 八坂地区

期日	対象地区	会場
2月27日 金	野平、舟場	市八坂支所
3月2日 月	大平、石原	
3月3日 火	切久保、中央	
3月4日 水	上記の期間で相談できない人	

■時間 午前9時～午後4時

※対象地区は目安です。

## 美麻地区

期日	対象地区	会場
3月5日 木	千見、青具(花尾、万中、片岡、矢久、一宇田)	市美麻支所
3月6日 金	青具(藤、池の平、矢地由久保、米山、日向、塩の川、石原、袖、峠、川手、旭団地)、大塩	
3月9日 月	二重、新行	
3月10日 火	上記の期間で相談できない人	

■時間 午前9時～午後4時

### ①必ずご持参いただきたいもの

▷本人確認のための身分証明書 ▷本人名義の金融機関口座番号が分かる物(未登録の場合)  
▷マイナンバー確認書類(本人・被扶養者のマイナンバーカードまたはマイナンバー通知書)  
▷税務署から送られてきた書類(確定申告のお知らせのはがき・通知、プレプリントされた確定申告書など)

## ②収入の種類に応じてご持参いただくもの

給与や公的年金を受給している人	・給与、年金の源泉徴収票
事業収入(農業、営業、不動産など)のある人	・収支内訳書とその関係書類 ・通帳など収入状況、領収書など支出状況がわかるもの
配当所得のある人	・配当計算書
地方公共団体などに資産を譲渡した人	・公共事業資産買い取り等の申出証明書および不動産などの譲受の対価の支払証明書(国、県または市町村で発行)
その他収入に応じて	・賃金や報酬の支払調書 ・個人年金や一時所得に該当する保険金などに関する書類

## ③控除の種類に応じてご持参いただくもの

生命保険料控除 地震保険料控除 社会保険料控除	・保険会社などから送付される各種控除証明書、支払証明書 ・国民健康保険税、介護保険料、国民年金保険料などの支払証明書または領収書
障害者控除	・障害者手帳などの障害等級がわかる書類
医療費控除	・医療費控除の明細書(「医療を受けた人」「病院、薬局など」ごとに集計)および生命保険や高額療養費などで補てんされた額のわかる書類 ※領収書および医療費通知書の提出は不要 ・医療費控除の特例(セルフメディケーション税制)を受ける人は、対象の明細書および健康の保持促進、疾病の予防の取り組みがわかる書類 ※領収書の提出は不要
住宅借入金特別控除 (控除2年目以降)	・税務署が発行する「住宅借入金等特別控除申告書」 ・借入金の年末残高証明書
寄付金控除	・寄付した団体などから交付された寄付金の証明書、受領書など ※ふるさと納税ワンストップ特例の申請をしている人も、証明書を持参してください。

## 注意事項

- ▷申告などの税務相談は会場でのみ受け付けます。市役所税務課窓口では申告書作成はできません。
- ▷午前中の早い時間帯は大変混雑し、長時間お待ちいただく場合があります。状況により、受付を早めに締め切る場合があります。
- ▷「個人住民税のしおり」の各戸配布は行いません。大町市ホームページをご覧ください。
- ▷申告書の提出は、午後5時まで受け付けます。

### 次の人には税務署で申告を

- ▷青色申告の人
- ▷初めて住宅借入金等特別控除を受ける人
- ▷雑損控除を受ける人
- ▷FX(外国為替証拠金取引)、暗号資産などの所得があった人
- ▷住宅耐震改修特別控除を受ける人
- ▷土地、建物、株式、先物取引、山林、ゴルフ場会員権などの譲渡により生じる所得があった人

※市で判断が難しい場合は、税務署で申告していただくようご案内する所以ありますので、ご了承ください。

## 大町税務署の確定申告会場(所得税・個人消費税・贈与税)

■期間 2月16日(月)～3月16日(月) ※土・日曜日、祝日を除く

■時間 ▷受付 午前8時30分～午後4時

▷相談 午前9時～ ※土地などの譲渡所得、贈与税の相談は午前中にお越しください。

■会場 大町税務署 1階 会議室

■入場について 税務署会場への入場には、国税庁LINE公式アカウントから事前に取得した入場整理券または当日配布の入場整理券が必要です。

■持ち物 ▷マイナンバーカード

▷マイナンバーカード読み取り対応のスマートフォン

▷マイナンバーカードのパスワード2つ

▷その他申告に必要な書類

■問い合わせ 大町税務署 TEL22-0410(自動音声でご案内します)



国税庁  
LINE公式アカウント